

令和7年3月市議会定例会議 総務常任委員会資料

(議案第31号)

1 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課・資産税課】…………… P2

(議案第48号)

2 工事請負契約の一部変更の件（重要文化財旧広瀬座再整備工事（建築本体工事）） 【契約検査課】…………… P5

財 務 部

(議案第31号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の改正に伴う改正)

区分	項目	内 容		法・条例
法人市民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税・入湯税・都市計画税	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う規定の整理 ○施行日 令和7年4月1日	市税条例において引用する法律に項ずれが生じたため、規定の整理を行う。		番号法：第2条の16 条例：第29条の2、第45条の2、第76条、第130条の3、第161条、附則第19条の19
		改正後	改正前	
		<p>(市民税の申告) 第29条の2 (略) 2～9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から20日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第45条の2 (略) (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)</p>	<p>(市民税の申告) 第29条の2 (略) 2～9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から20日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第45条の2 (略) (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)</p>	

区分	項目	内 容		法・条例
法人市民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税・入湯税・都市計画税	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う規定の整理</p> <p>○施行日 令和7年4月1日</p>	<p>(種別割の減免) 第76条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)~(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第130条の3 (略) 2 (略) (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第161条 (略) (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)</p>	<p>(種別割の減免) 第76条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)~(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第130条の3 (略) 2 (略) (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第161条 (略) (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)</p>	<p>番号法：第2条の16 条例：第29条の2、第45条の2、第76条、第130条の3、第161条、附則第19条の19</p>

区分	項目	内 容		法・条例
法人市民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税・入湯税・都市計画税	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う規定の整理</p> <p>○施行日 令和7年4月1日</p>	<p>附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条の19 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)~(6) (略)</p>	<p>附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条の19 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)~(6) (略)</p>	<p>番号法：第2条の16 条例：第29条の2、第45条の2、第76条、第130条の3、第161条、附則第19条の19</p>
		<p>【参考】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>		
		<p>(定義) 第2条 (略) 2~7 (略)</p> <p>8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第18条の2第2項において「カード代替記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第1項及び第2項において同じ。)並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第18条の2第2項及び第3項において同じ。)を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。 9~15 (略)</p> <p>16 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。</p>		
		<p>※第8項が新設されたことにより、旧第8項から第15項について項ずれが生じ、市税条例において引用している第15項は第16項となった。 ※市税条例においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項を引用し、『法人番号』について定義づけをしている。</p>		

工事請負契約の一部変更の件

(議案第48号)

工 事 名	契約の相手方	当初契約金額	変更後仮契約金額	工事期限	変更仮契約年月日
重要文化財旧広瀬座再整備 工事（建築本体工事）	福島市新町6番33号 菅野建設(株) 代表取締役 菅野 日出喜	337,700,000円	408,711,600円 (増額 71,011,600円)	令和8年1月9日	令和7年1月22日
	変 更 の 概 要				
	契約金額の増額 こけら葺きのこけら板使用枚数の増				